

石川県公報

平成 24 年 12 月 27 日 (木曜日)

号 外

(第 87 号)

目 次

条 例		議 会	
石川県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	1	石川県議会会議規則の一部を改正する規則	4
石川県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (同)	1	石川県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程	5

条 例

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第七十号

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例(昭和三十一年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第四条第四項中「第二項の規定」を「第三項の規定」に、「例」を「規定の例」に改め、同条中同項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 議員は、それぞれ一の常任委員(予算委員会の委員を除く。次項及び第五項において同じ。)となるものとする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

石川県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第七十一号

石川県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

石川県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第一条中「及び第十五項の規定により、政務調査費の交付」を「から第十六項までの規定により、石川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。)及び議員に対し交付する政務活動費」に改める。

第八条を削る。

第七条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第一項中「又は」を「及び」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第八条とする。

第六条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第二項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第七条とす

る。

第五条第一項中「同月十日」を「同月五日」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改め、同条を第五条とする。

第三条（見出しを含む）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第四条とする。

第二条（見出しを含む）中「政務調査費」を「政務活動費」に、「（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」といふ。）又は」を「及び」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（政務活動費を充てることのできる経費の範囲）

第二条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」といふ。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。

第九条を次のように改める。

（収支報告書）

第九条 会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」といふ。）を、別記様式により毎年四月三十日までに議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記様式により消滅した日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

3 会派の所属議員は、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第一項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記様式により議員でなくなった日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

第十条を削る。

第十一条（見出しを含む）中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第八条第一項各号に掲げる費用」を「別表に定める政務活動に要する経費」に改め、同条を第十条とする。

第十二条の見出しを「（収支報告書の保存及び閲覧）」に改め、同条中「第九条第一項又は第二項」を「第九条」に、「収支報告書等を、当該収支報告書等を提出すべき」を「収支報告書を同条第一項に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次に掲げるものは、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- 三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 県内に存する学校に在学する者

第十二条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（議長の調査及び透明性の確保）

第十二条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 前項に規定する調査に資するため、会派の代表者及びその所属議員は、第九条の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない。

3 議長は、前項の写しを第九条第一項に規定する期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

第十三条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「この条例の施行」を「政務活動費の交付」に改める。

附則の次に次の別表及び様式を加える。

別表 (第二系関係)

政務活動に 要する経費	内 容
調 査 研 究 費	会派及び議員が行つる事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研 修 費	一 会派及び議員が行つる研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 二 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派及び議員が行つる県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派及び議員が行つる要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	一 会派及び議員が行つる各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派及び議員が行つる活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派及び議員が行つる活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行つる活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	会派及び議員が行つる活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派及び議員が行つる活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式 (第 9 系関係)

年 月 日

石川県議会議員

様

会 派 名

代表者氏名



(又は所属議員氏名)

(代表者又は所属議員であった者の氏名)

年度政務活動費に係る収支報告について

石川県政務活動費の交付に関する条例第 9 条第 項の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

会派名又は所属議員氏名

1 収 入

_____ 円

2 支 出

項 目	支出額 (円)	主たる支出の内訳
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残余の額

_____ 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の石川県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」といふ。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」といふ。）以後に交付する新条例に規定する政務活動費について適用し、施行日前に交付したこの条例による改正前の石川県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」といふ。）に規定する政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に提出されている旧条例第四条の規定による会派の届出は、施行日において新条例第五条の規定により提出された会派の届出とみなす。

(石川県議会基本条例の一部改正)

4 石川県議会基本条例（平成二十二年石川県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
前文中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

議 令

石川県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県議会議長 山 田 憲 昭

石川県議会規則第二号

石川県議会会議規則の一部を改正する規則

石川県議会会議規則 (平成三年石川県議会規則第一号) の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 秘密会 (第九十七条・第九十八条)」を

「第十章 公聴会及び参考人 (第九十六条の二 第九十六条の八) 第十一章 秘密会 (第九十七条・第九十八条)」に、「第十一章」を「第十二章」に、「第十二章」を「第十三章」に、「第十三章」を「第十四章」に、「第十四章」を「第十五章」に、「第十五章」を「第十六章」に、「第十六章」を「第十七章」に、「第十七章」を「第十八章」に改める。

第十八条中「第百五条の二」を「第百五条の三」に改める。

第七十四条第二項中「第百九条の二第四項」を「第百九条第三項」に改める。

第十七章を第十八章とし、第十章から第十六章までを一章ずつ繰り下げ、第九章の次に次の一章を加える。

第十章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第九十六条の二 会議において公聴会を開くこととするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴くこととする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べよこととする者の申出)

第九十六条の三 公聴会に出席して意見を述べよこととする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第九十六条の四 公聴会において意見を聴くこととする利害関係者及び学識経験者等 (以下「公述人」という。) は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏ることのないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第九十六条の五 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴くこととする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席をさせることができる。

(議員と公述人の質疑)

第九十六条の六 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第九十六条の七 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第九十六条の八 会議において参考人の出席を求めよこととするときは、議長は、参考人に、その日時、場所及び意見を聴くこととする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第九十六条の五 (公述人の発言)、第九十六条の六 (議員と公述人の質疑) 及び第九十六条の七 (代理人又は文書による意見の陳述) の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七十四条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第七十二号) 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

石川県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県議会議長 山 田 憲 昭

石川県議会規程第一号

石川県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

石川県政務調査費の交付に関する規程 (平成十三年石川県議会規程第一号) の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第一条中「石川県政務調査費の交付に関する条例」を「石川県政務活動費の交付に関する条例」に、「の施行」を「に基づき政務活動費の交付」に改める。

第二条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第三項中「第四条第三項」を「第五条第三項」に改める。

第四条を削る。

第三条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「政務調査費請求書」を「政務活動費請求書」に、「別記様式第四号」を「別記様式第五号」に、「別記様式第四号の二」を「別記様式第六号」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(会派及び議員の通知)

第三条 条例第六条の規定による通知は、別記様式第四号によるものとする。

第五条を次のように改める。

(収支報告書の写しの送付)

第五条 議長は、条例第九条の規定により提出された収支報告書の写しを、別記様式第七号により知事に送付するものとする。

第六条中「第九条第一項及び第二項の収支報告書等」を「第九条各項に規定する収支報告書」に改める。

第七条中「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「収支報告書等」を「収支報告書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(収支報告書の閲覧)

第八条 条例第十一条第二項の規定による収支報告書の閲覧は、条例第九条第一項に規定する期限の翌日から起算して九十日を経過した日の翌日からすることができる。

2 前項の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員勤務時間中にしなければならない。

別表を削る。

別記様式第一号中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

別記様式第二号中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第 4 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に、「所属議員の氏名」を「異動のあつた所属議員の氏名」に改める。

別記様式第三号中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第 4 条第 3 項」を「第 5 条第 3 項」に改める。

別記様式第五号を削る。

別記様式第四号の二中「(第 3 条関係)」を「(第 4 条関係)」に、「政務調査費請求書」を「年度政務活動費請求書」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「第 7 条第 1 項第 3 項第 1 号」を「第 8 条第 1 項第 3 項第 1 号」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第四号中「(第 3 条関係)」を「(第 4 条関係)」に、「政務調査費請求書」を「年度政務活動費請求書」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「第 7 条第 1 項第 3 項第 1 号」を「第 8 条第 1 項第 3 項第 1 号」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第三号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第三号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第 4 号 (第 3 条関係)

年 月 日

石川県知事 様

石川県議会議長 ⑩

政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について

石川県政務活動費の交付に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 会派について
別紙会派結成 (異動、解散) 届のとおり
- 2 議員について
別紙議員名簿のとおり

別記様式に次の欄を追加する。

別記様式第 7 号 (第 5 条関係)

年 月 日

石川県知事 様

石川県議会議長 ⑩

政務活動費収支報告書 (写し) の送付について

石川県政務活動費の交付に関する条例第 9 条の規定により、 年度政務活動費収支報告書の写しを別添のとおり送付します。

附 則

- 1 この規程は、石川県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (平成二十四年石川県条例第七十一号) の施行の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の石川県政務活動費の交付に関する規程 (以下「新規程」といふ。) の規定は、この規程の施行の日 (以下「施行日」といふ。) 以後に交付する新規程に規定する政務活動費について適用し、施行日前に交付したこの規程による改正前の石川県政務調査費の交付に関する規程に規定する政務調査費については、なお従前の例による。

